町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

4月から国民年金保険料額が変わります

4月から、国民年金保険料は月額16,980円(前年度より460円引き上げ)となります。保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆様のご理解をお願いいたします。

保険料の二重納付にご注意ください！

初めて口座振替による前納申し出をされた場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。

前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなりますのでご注意ください。(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます)

納付方法について確認されたい場合は、川越年金事務所へお問い合わせください。

問川越年金事務所 TEL049-242-2657

国民年金保険料を後払いできる学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が発生します。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

○申請手続きについて

次の必要書類等をご準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にてお手続きください。

①学生証(在学期間が確認できるもの)または在学証明書
②基礎年金番号もしくはマイナンバー
③会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付する必要があります。
▼雇用保険被保険者離職票
▼雇用保険受給資格者証
▼雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

○申請におけるポイント

▼申請期間及び承認期間：申請は年度ごとに必要となり、令和6年度の申請及び承認期間は、令和6年4月(または20歳の誕生月)から令和7年3月までとなります(申請日において過去2年1か月前まで遡って申請できます)
▼継続申請：前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます(※)。申請書に必要事項を記入していただき、返送していただくことで申請が行えます。
※在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えません。また、前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございます。これらの場合には改めて窓口、またはマイナポータルにて申請をしてください。

問川越年金事務所 TEL049-242-2657

保険が変わったら必ず届出を！

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要です。国保に加入するときは、前の保険の喪失日がわかる証明書をお持ちになり、速やかに手続きをお願いします。

なお、ご本人と同時に国保加入する扶養親族がいる(同じ保険証を使っている)場合、親族の方のお名前と喪失日が併せて記載されている証明書が必要です。また、社会保険に加入して、国保を脱退するときも届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険に加入した場合は、新しい社会保険の保険証・国保の保険証をお持ちになり、手続きをお願いします。

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日4月20日(土) 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

環境課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0719

空き家バンクについて

町では空き家の活用・流通を図るため、空き家バンク制度を実施しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

太陽光発電システム等設置補助金

町では、地球温暖化防止に配慮した設備を新規に設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象設備

▼住宅用太陽光発電システム
当該システム(1kW以上)を新規に設置し、または、当該システムが設置された新築住宅を購入し、自ら電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれていること。
▼電気自動車等充給電設備(V2H)
電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車への充電及び当該自動車からの分電盤を通じて住宅への電力供給が可能なもので、設置前において使用に供されていないもの

補助対象者

▼町内に住所があり、かつ居住する住宅に設備を設置する方、もしくは、町内に転居することを目的として、自らが居住するために設備を設置した住宅を新築または購入しようとする方
▼補助金申請時において、町税を滞納していない方
▼建築基準法、都市計画法その他関係法令の違反がない建物及び敷地を所有している方

補助額 設置費用の2分の1(上限50,000円)※1,000円未満の端数切り捨て

申請方法

▼住宅用太陽光発電システムと電気自動車等充給電設備(V2H)を重複して申請することはできません。1住宅につき1回限りとします。
▼工事着手の2週間前までに必要書類を添付してご提出ください。

生ごみ処理機器設置補助金

町では、生ごみ処理機器を設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

▼町内に住所があり、居住している方
▼設置場所を確保し、良好な状態で維持管理できる方
▼堆肥化、減量化された生ごみを適正に処理できる方

対象品目

▼発酵式生ごみ処理器(コンポスト等容器)の新規購入(1家庭に2基まで)
▼電気式生ごみ処理機の新規購入(1家庭に1基まで)
▼発酵式と電気式を新規購入(1家庭にそれぞれ1基まで)

補助額 設置費用の2分の1(上限40,000円)
※100円未満の端数切り捨て

申請方法 領収書を添付して、環境課窓口へ申請書及び請求書を提出してください。様式は、町ホームページでダウンロードできます。

使用済インクカートリッジ回収

使用済インクカートリッジの回収箱を役場正面玄関付近に設置しています。ごみの減量化とリサイクルの推進にご理解ご協力をお願いします。

※業務用及びリサイクル品は、回収できません。※純正品以外のもの(ビニール袋など)は専用回収箱に入れてください。

宅配便によるパソコン等の回収

リネットジャパンリサイクル㈱と協定を締結し、宅配便によるパソコン等の回収をしています。(小型家電も回収可)

回収費用・回収対象品目等について詳しくは、町ホームページ又はリネットジャパンリサイクル㈱ホームページをご確認ください。

GW期間中のごみ搬入

GW期間中、衛生組合場内の混雑により、待ち時間が長くなることが予想されます。時間に余裕を持って搬入していただくか、期間中の搬入を避けた搬入をお願いいたします。

混雑予想日 4月30日(火)、5月1日(水)～2日(木)及び7日(火)

受付時間 9時～11時30分／13時～16時

注意事項

▼搬入申込書が必要です。搬入申込書をご準備のうえ、お越しください。
▼搬入の際は、小川東中学校側から進入をお願いします。
▼その他ご不明な点は、ごみカレンダーまたは町ホームページ、衛生組合ホームページをご覧ください。

健康いきいき課からのお知らせ

問 TEL0493-59-6911

知っていますか？香りのエチケット

「香り」に対する感じ方には個人差があり、自分にとっては快適な香りでも、不快に感じる方もいて、健康を害する可能性があります。また、公共の場では、このような方がいる可能性を認識し、人が集まるところでは、香料(香水、芳香剤、香の強い柔軟剤・整髪料等)の使用を控えるなどの配慮をお願いいたします。